

令和 5 年度第 2 回日高市環境審議会議事録

日時	令和 6 年 3 月 19 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分
場所	日高市役所 3 階 301 会議室
公開・非公開	公開
非公開理由	
出席者	市長、高崎亜美委員、福井一洋委員、松川 実委員、秋葉重二委員、 青木和子委員、大林邦生委員、井上由貴委員、石野眞菜委員、遠藤くに子委員、 大澤 尚委員（会長）、大塚秀則委員、阿部眞弓委員、田中和香子委員
欠席者	山田雅子委員
事務局	渋谷市民生活部長、大河原環境課長、 駒野生活環境担当主幹、廣地生活環境担当主査 内沼廃棄物対策担当主幹、石井廃棄物対策担当主査
説明員	事務局
傍聴者	1 名
担当部署	市民生活部環境課
議事	報告事項 （１）令和 5 年度環境課事業報告について （２）令和 6 年度環境課事業計画について （３）日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例等の改正について
会議資料	資料 1 令和 5 年度環境課事業報告について 資料 2 令和 6 年度環境課事業計画について 資料 3 日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例等の改正について 資料 4 日高市カーボンニュートラルに向けたロードマップ」 資料 5 令和 5 年度第 2 次日高市環境基本計画実施状況等報告書（令和 4 年度 事業対象） 資料 6 日高の環境（令和 4 年度版）
会議内容等	【開会】 事務局：出席人数 13 名。日高市環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定により審議会が成立することを報告した。 【あいさつ】 会 長：（あいさつ） 市 長：（あいさつ） — 市長退席 —

【議事】

報告事項（１）「令和５年度環境課事業報告について」

〔要旨〕

事務局から資料１のとおり報告した。

〔質疑等〕

委員：事業計画について、当初から計画されていたものか、計画されていなかったが積極的に実施したものなのか、資料から分かるようにした方が良い。

事務局：市ホームページでの会議録及び会議資料公開の際に、当初から計画されていた事業と、そうでない事業が分かるように、資料１を一部修正する。

委員：日高市内での狂犬病予防接種頭数は。

事務局：令和５年度実績で登録３,２９０頭のうち、集合注射による接種が７０１頭（約２１.３％）であった。年間をとおした接種頭数はまだ出ていない。令和４年度実績は、登録３,２９０頭のうち、集合注射による接種が７９９頭（約２４.３％）であり、年間をとおした接種が２,４６６頭（約７５.０％）であった。

委員：難病等により、やむを得ず接種ができない場合もある。

委員：ウグイの放流について、「カワウ」が１羽いると１日９００グラムくらい川魚を食べる。魚のためにも、もう少し配慮して隠れられる場所に放流した方が良い。

委員：合併処理浄化槽転換補助金について、未だ合併処理浄化槽になっていない世帯はどのくらいあるのか。

事務局：１,０００世帯程度ある。

委員：合併処理浄化槽への転換の進捗状況は。

事務局：今年度が転換補助金の申請が１３件あった。

委員：できる限り綺麗にして川に流していただくように事業を促進して欲しい。

委員：浄化層のメンテナンスが良くないケースがたまにある。各浄化槽について、必要なメンテナンスの実施有無を把握できるデータはあるか。

事務局：そういったデータはない。定期的なメンテナンスを実施するよう引き続き周知していく。

委員：（日高市のバイオマスゴミ袋についての、新聞記事を紹介していただいた。）

報告事項（２）「令和６年度環境課事業計画について」

〔要旨〕

事務局から資料２のとおり報告した。

〔質疑等〕

委 員：木製品ギフトについて、35 年前に子どもが生まれたときに購入し、
今でも保管している。とても良い取組である。

委 員：放射線量測について、東日本大震災以降どのような状況か。

事務局：近年については、0.06～0.07 マイクロシーベルトを推移しており、
環境省が示す基準値である毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回って
いる状況である。

報告事項（３）「日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例等の改正に
ついて」

〔要 旨〕

事務局から資料３のとおり報告した。

〔質疑等〕

委 員：山林への設置について市長は同意しないとの説明だったが、具体的に
山林とはどういった区域か。

事務局：森林保全区域に該当する場所である。

委 員：その区域であれば、比較的なだらかな場所でも設置には同意しないの
か。

事務局：そのとおり。

委 員：農地であっても営農型であれば設置ができるのか。

事務局：そのとおり。

委 員：市内の太陽光発電の設置容量について、現在の状況は。

事務局：家庭への設置が 7,654kW、事業所への設置が 18,834kW であり、合計
26,488kW である。

委 員：個人がやっているものが多いと思うが、大規模な事業としてやってい
るものについて、市は把握しているのか。廃棄について、有毒な鉛・
銀・ヒ素・カドミウムなどの物質も含まれており、費用もかなりかか
るときいている。事業者が適正に処理するか不安がある。

事務局：太陽光条例は、大規模な太陽光発電設備の設置について把握し、指導
を行っていくためにある。今回の改正は、廃棄等についても含めて事
業者の責務を強化したものである。

委 員：処理費用はどの程度かかるものか。

事務局：1kW 当たり、15,000 円から 20,000 円であり、メガソーラーの場合、
1,500 万円から 2,000 万円以上かかると聞いている。

委 員：条例の対象は、事業者が対象で、規模の小さい個人は対象とならない
という認識でよいか

事務局：そのとおり。

委 員：太陽光発電設備については、パネルではなく、パワーコンディショナ

一から電磁波が発生しているようである。パワーコンディショナーの設置場所を規定するような条例改正を行っていただきたい。

【その他】

- 委員から、市内のゴミ集積所についての問題点の報告、ロードマップに関する市民コメント結果についての意見、SDGs に関する図書館にある書籍の紹介があった。
- 事務局から、来年度予定されている本審議会委員の改選について説明があった。

本会議の議事は、事務局の記載したものです。その内容が正確であることを証するため署名します。

令和 6 年 3 月 28 日

会 長 大 葉 尚